

## 2 民間給与関係資料

### 平成31年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

#### (3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所 1,016事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職に相当する職種22職種 その他の職種54職種）

#### (4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって24層に層化し、これらの層から245事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は第13表その1のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者及び役員等を除外して抽出した。

これらの従業員数は第13表その2のとおりである。

#### (5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)のアに示す母集団に復元して行った。

第13表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計		
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 222	事業所 95	事業所 95	事業所 32
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	9	3	1	5
製造業	88	28	46	14
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	41	20	15	6
卸売業、小売業	19	8	10	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	17	13	2	2
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	48	23	21	4

(注) 1 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1事業所、調査不能の事業所が22事業所あった。

2 調査対象事業所245事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した1事業所を除いた244事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は、91.0%である。

その2 産業別調査従業員数

産 業	項 目	調査対象 事業所の 従業員数	調 査 完 了 事 業 所			
			従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員	うち初任給 関係職種
産 業 計		人 163,105	人 38,791	人 21,793	人 14,032	人 970
	農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	2,834	711	390	373	13
	製造業	67,150	17,859	10,342	6,270	524
	電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	20,196	6,141	2,488	1,747	68
	卸売業、小売業	8,636	2,605	1,968	1,418	155
	金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	7,570	3,000	1,954	1,172	28
	教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	56,719	8,475	4,651	3,052	182

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴 (新規学卒者)	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円
事務員・技術者計	大 学 卒	212,033	216,878	209,229	203,940
	短 大 卒	178,425	176,980	182,209	171,000
	高 校 卒	172,314	175,777	165,991	169,325
事 務 員	大 学 卒	208,523	209,248	208,474	205,375
	短 大 卒	171,148	171,148	171,300	171,000
	高 校 卒	168,430	169,390	166,288	163,586
技 術 者	大 学 卒	217,852	223,582	211,283	200,471
	短 大 卒	182,394	182,074	182,822	-
	高 校 卒	176,875	186,417	165,784	172,245

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所について平均したもの）で、職員の地域手当のように一律に支給される給与を含めた額である。  
 2 時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除外した額である。  
 3 事務員と技術者のみを対象としたものである。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増 額	据置き	減 額	
				%	%	%	
大 学 卒	規 模 計	規 模 計	45.3	(48.0)	(52.0)	-	54.7
		500人以上	40.8	(47.2)	(52.8)	-	59.2
		100人以上500人未満	53.5	(54.8)	(45.2)	-	46.5
		100人未満	33.8	(18.5)	(81.5)	-	66.2
高 校 卒	規 模 計	規 模 計	17.1	(57.0)	(43.0)	-	82.9
		500人以上	14.6	(44.9)	(55.1)	-	85.4
		100人以上500人未満	20.3	(65.1)	(34.9)	-	79.7
		100人未満	15.0	(59.7)	(40.3)	-	85.0

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100%とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	35.9	6.5	1.4	56.2
課 長 級	23.4	10.8	1.0	64.8

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
		%	%	%	%		
係 員	88.2	87.7	16.4	7.9	63.4	0.5	11.8
課 長 級	76.2	75.8	15.9	7.1	52.8	0.4	23.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 民間における昇給制度の状況

役職段階	項目	昇給制度 あり				昇給制度 なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係 員	企業規模	%	%	%	%	%
	規模計	89.5	48.9	75.6	48.8	10.5
	500人以上	92.0	55.7	75.9	53.8	8.0
	100人以上500人未満	86.7	51.1	70.8	49.8	13.3
	100人未満	90.5	21.1	89.3	30.4	9.5
課 長 級	規模計	78.8	41.1	58.7	48.4	21.2
	500人以上	81.7	47.3	51.7	54.8	18.3
	100人以上500人未満	73.4	41.9	57.2	48.1	26.6
	100人未満	87.3	21.9	81.8	31.5	12.7

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
支 店 長 工 場 長	29	53.3	751,250	24	52.6	791,098	5	56.2	600,590	-	-	-
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44～47	3	-	982,861	3	-	982,861	-	-	-	-	-	-
48～51	10	-	728,960	9	-	758,131	*	-	*	-	-	-
52～55	6	-	740,967	5	-	797,942	*	-	*	-	-	-
56～59	9	-	732,657	7	-	766,489	2	-	632,080	-	-	-
60～	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
大学卒	19	52.5	807,112	16	51.0	858,460	3	58.0	625,845	-	-	-
短大卒	3	54.4	640,425	2	52.1	654,774	*	*	*	-	-	-
高校卒	7	54.4	689,045	6	55.3	715,934	*	*	*	-	-	-
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事 務 部 長 技 術 部 長	646	52.1	644,317	384	52.6	684,498	224	51.2	589,760	38	53.2	562,840
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	3	-	931,932	-	-	-	3	-	931,932	-	-	-
36～39	9	-	479,936	*	-	-	8	-	468,147	-	-	-
40～43	24	-	569,826	11	-	587,722	12	-	555,666	*	-	*
44～47	81	-	612,799	38	-	662,524	38	-	573,099	5	-	537,309
48～51	147	-	624,025	93	-	661,203	48	-	569,811	6	-	519,951
52～55	189	-	662,818	122	-	701,215	57	-	595,458	10	-	571,616
56～59	182	-	664,841	116	-	703,522	50	-	601,128	16	-	588,269
60～	11	-	721,074	3	-	746,942	8	-	710,668	-	-	-
大学卒	492	52.0	654,478	308	52.7	695,432	163	50.6	586,055	21	53.8	586,181
短大卒	64	51.7	598,162	33	51.9	634,917	22	51.2	562,663	9	52.2	541,595
高校卒	89	53.0	622,158	43	52.4	644,300	39	53.5	617,028	7	54.1	515,932
中学卒	*	*	*	-	-	-	-	-	-	*	*	*
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	371	50.1	570,463	188	50.1	608,896	153	49.8	529,625	30	51.0	539,104
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	13	-	454,353	3	-	515,609	10	-	434,729	-	-	-
40～43	36	-	534,972	21	-	586,634	13	-	461,851	2	-	429,466
44～47	71	-	529,621	38	-	569,192	30	-	482,049	3	-	433,795
48～51	76	-	563,463	30	-	609,591	35	-	509,372	11	-	612,156
52～55	95	-	601,920	56	-	646,540	30	-	538,526	9	-	553,017
56～59	76	-	622,069	39	-	628,881	32	-	641,810	5	-	460,303
60～	3	-	569,188	*	-	*	2	-	647,500	-	-	-
大学卒	283	50.2	579,822	148	50.4	615,065	112	49.7	534,687	23	51.0	561,864
短大卒	33	49.8	587,586	15	49.7	638,359	15	51.0	575,884	3	44.6	439,196
高校卒	54	50.0	515,680	24	49.1	565,162	26	49.8	485,028	4	55.6	475,392
中学卒	*	*	*	*	*	*	-	-	-	-	-	-
事 務 課 長 技 術 課 長	1,716	49.2	548,495	1,080	49.7	586,303	559	48.3	473,034	77	47.9	464,283
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	2	-	337,188	-	-	-	2	-	337,188	-	-	-
28～31	4	-	426,506	2	-	498,560	2	-	377,728	-	-	-
32～35	27	-	478,457	12	-	561,359	13	-	431,945	2	-	397,040
36～39	81	-	488,659	37	-	549,935	37	-	427,508	7	-	392,361
40～43	203	-	516,023	116	-	562,827	79	-	449,062	8	-	397,537
44～47	334	-	522,687	200	-	554,982	113	-	462,501	21	-	496,838
48～51	439	-	558,221	297	-	588,407	125	-	489,075	17	-	455,055
52～55	352	-	572,698	234	-	606,944	107	-	487,618	11	-	486,850
56～59	259	-	579,866	175	-	612,345	74	-	494,203	10	-	503,537
60～	15	-	590,424	7	-	614,347	7	-	574,315	*	-	*
大学卒	1,211	48.7	562,501	790	49.2	594,811	375	47.5	487,767	46	48.0	482,868
短大卒	198	50.2	522,087	108	50.8	559,061	75	50.0	471,728	15	46.6	444,531
高校卒	307	50.9	503,762	182	51.7	559,644	109	49.9	425,766	16	48.9	428,185
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
事務課長代理 技術課長代理	765	45.5	466,226	493	45.1	464,331	227	46.4	482,433	45	46.9	410,673
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	3	-	369,145	2	-	335,808	*	-	*	-	-	-
32～35	67	-	401,317	48	-	427,752	16	-	320,892	3	-	274,376
36～39	106	-	438,074	84	-	455,624	22	-	352,305	-	-	-
40～43	129	-	445,045	83	-	446,898	35	-	436,711	11	-	452,875
44～47	156	-	457,832	97	-	470,631	48	-	434,245	11	-	430,629
48～51	110	-	497,593	55	-	469,971	46	-	553,646	9	-	395,727
52～55	111	-	515,119	68	-	494,951	37	-	584,762	6	-	385,205
56～59	83	-	507,586	56	-	487,809	22	-	588,987	5	-	415,334
60～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学卒	493	44.7	483,458	312	43.9	482,342	154	46.3	492,166	27	47.2	450,971
短大卒	101	48.2	457,759	55	48.9	439,327	38	47.2	507,885	8	46.0	394,130
高校卒	167	46.2	417,072	124	46.2	424,793	33	46.1	416,993	10	47.1	313,481
中学卒	4	52.0	407,272	2	58.3	421,369	2	47.0	396,256	-	-	-
事務係長 技術係長	1,392	44.4	395,227	825	44.6	418,186	460	44.1	357,014	107	43.1	352,957
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	8	-	264,524	-	-	-	8	-	264,524	-	-	-
28～31	28	-	312,808	7	-	397,971	17	-	267,410	4	-	305,372
32～35	158	-	358,723	83	-	368,184	58	-	344,926	17	-	344,320
36～39	201	-	381,356	115	-	401,538	66	-	341,463	20	-	371,988
40～43	238	-	397,886	148	-	416,701	75	-	359,780	15	-	353,544
44～47	251	-	381,757	158	-	403,715	73	-	338,890	20	-	336,545
48～51	215	-	431,885	136	-	466,229	67	-	374,128	12	-	347,090
52～55	163	-	429,433	92	-	452,041	59	-	405,209	12	-	365,017
56～59	120	-	413,864	77	-	433,099	36	-	377,416	7	-	380,906
60～	10	-	335,125	9	-	329,610	*	-	*	-	-	-
大学卒	824	42.3	405,540	495	42.6	424,281	271	41.9	371,912	58	40.3	367,398
短大卒	202	46.7	369,925	96	46.0	384,168	90	47.8	351,360	16	45.2	372,752
高校卒	359	48.0	385,898	230	48.7	420,274	97	46.7	322,998	32	47.1	318,992
中学卒	7	49.0	334,089	4	50.8	349,529	2	47.5	333,525	*	*	*
事務主任 技術主任	1,634	40.8	352,445	1,031	41.0	368,800	494	40.8	301,335	109	38.3	292,766
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
24～27	43	-	241,902	25	-	242,115	10	-	232,731	8	-	251,584
28～31	225	-	290,981	132	-	295,759	70	-	279,327	23	-	277,757
32～35	273	-	322,663	184	-	333,643	77	-	273,215	12	-	313,357
36～39	254	-	341,149	159	-	353,215	76	-	299,707	19	-	286,173
40～43	227	-	356,160	128	-	376,461	81	-	303,768	18	-	302,730
44～47	213	-	380,213	130	-	406,063	71	-	308,304	12	-	313,600
48～51	195	-	394,535	130	-	414,368	53	-	324,225	12	-	316,380
52～55	138	-	422,343	103	-	438,077	33	-	338,103	2	-	258,997
56～59	62	-	393,069	38	-	419,539	22	-	346,310	2	-	303,080
60～	3	-	271,532	2	-	346,341	-	-	-	*	-	*
大学卒	1,032	39.2	356,111	628	39.4	370,749	339	39.0	305,786	65	35.0	303,386
短大卒	226	44.0	340,931	133	44.0	361,331	72	44.4	300,910	21	43.1	280,917
高校卒	368	45.0	346,027	262	45.1	366,706	83	44.9	284,731	23	43.6	272,991
中学卒	8	48.3	325,003	8	48.3	325,003	-	-	-	-	-	-
事務係員 技術係員	4,904	35.0	283,952	2,931	34.6	292,247	1,684	36.0	270,762	289	34.9	244,590
～19歳	20	-	174,666	14	-	175,414	4	-	171,693	2	-	174,134
20～23	299	-	208,239	186	-	207,268	91	-	210,046	22	-	212,957
24～27	1,015	-	240,674	620	-	243,877	334	-	233,898	61	-	227,882
28～31	825	-	270,118	465	-	279,735	302	-	252,363	58	-	244,270
32～35	598	-	290,519	342	-	301,432	233	-	270,841	23	-	245,001
36～39	465	-	306,402	272	-	321,239	165	-	282,207	28	-	259,423
40～43	439	-	308,055	257	-	318,556	148	-	296,601	34	-	256,085
44～47	485	-	314,695	315	-	325,471	148	-	297,006	22	-	246,473
48～51	341	-	339,122	208	-	359,860	116	-	309,401	17	-	269,550
52～55	236	-	351,476	144	-	378,613	79	-	316,847	13	-	263,704
56～59	158	-	362,459	96	-	392,457	53	-	323,809	9	-	276,111
60～	23	-	371,270	12	-	395,412	11	-	351,275	-	-	-
大学卒	2,915	32.3	281,417	1,627	31.5	286,948	1,131	33.9	274,096	157	32.3	248,889
短大卒	723	37.8	277,670	448	37.3	282,185	209	38.8	274,127	66	38.8	242,280
高校卒	1,242	40.5	295,165	843	40.3	311,372	335	41.2	257,084	64	37.7	237,321
中学卒	24	43.2	255,977	13	43.4	259,679	9	46.5	259,183	2	23.1	204,869

(注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。(その2、その3において同じ。)

2 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(その2、その3において同じ。)

3 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に復元して算出した。(その2において同じ。)

(参考) 調査職種の該当要件

職 種		要 件
事 務 ・ 技 術  関 係 職 種	支店長 工場長	構成員50人以上の支店(社)・工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事務部長 技術部長	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	事務部次長 技術部次長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	事務課長 技術課長	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事務課長代理 技術課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	事務係長 技術係長	係の長及び係長級専門職
	事務主任 技術主任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	事務係員 技術係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

(注) 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府内の民間事業所		
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長等	/	/
9級			
8級	課長	部長等	部長等
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級			
2級	主任	主任	主任
1級			
	係員	係員	係員

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平均給与月額	備 考	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人 2	歳 27.0	円 206,163	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-		
	守 衛	-	-	-		
	用 務 員	*	*	*		
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	21	59.0	846,081		
	大 学 教 授	203	54.2	720,874		
	大 学 准 教 授	132	45.2	576,045		
	大 学 講 師	84	45.4	470,225		
	大 学 助 教	52	37.5	408,089		
職 種	高 等 学 校 校 長	-	-	-		
	高 等 学 校 教 頭	3	55.0	743,500		
	高 等 学 校 教 諭	28	41.4	538,018		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室(係)以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者	
	研 究 部（課）長	52	50.4	723,681		
	研 究 室（係）長	33	45.8	500,658		
	主 任 研 究 員	66	39.1	432,692		
	研 究 員	56	30.3	285,108		
	研 究 補 助 員	-	-	-		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	5	63.8	1,662,415	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上	
	副 院 長	4	58.5	1,766,409		
	医 科 長	28	51.7	1,335,877		
	医 師	52	46.8	1,046,056		
	歯 科 医 師	*	*	*		
	薬 局 長	7	52.7	452,393		部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	40	35.0	292,943		
	診 療 放 射 線 技 師	67	42.4	382,810		
	臨 床 検 査 技 師	59	38.7	310,766		
	栄 養 士	35	32.6	227,199		
理 学 療 法 士	88	30.5	256,311			
作 業 療 法 士	45	35.4	275,181			
職 種	総 看 護 師 長	7	53.5	552,808	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	看 護 師 長	81	48.2	417,603		
	看 護 師	272	35.8	303,961		
	准 看 護 師	65	47.1	309,769		

その3 再雇用者（企業規模計）

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	平 均 月 給 額	備 考
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	人 -	歳 -	円 -	その1の(参考)調査職種の該当要件を参照
	60歳男性	-	-	-	
	事 務 ・ 技 術 部 長	37	63.0	521,029	
	60歳男性	4	-	669,349	
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	16	63.0	418,550	
	60歳男性	*	-	*	
	事 務 ・ 技 術 課 長	33	61.8	365,582	
	60歳男性	8	-	418,178	
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	14	62.0	286,479	
	60歳男性	3	-	320,667	
	事 務 ・ 技 術 係 長	13	63.0	239,945	
	60歳男性	2	-	265,308	
	事 務 ・ 技 術 主 任	3	65.0	251,795	
	60歳男性	*	-	*	
	事 務 ・ 技 術 係 員	569	62.0	263,303	
	60歳男性	110	-	298,384	

第20表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	子に家族手当を支給する	家族手当制度がない
79.0%	(85.1%)	(99.6%)	21.0%

(注) ( )内は、家族手当制度がある事業所を100%とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,078円
配偶者と子1人	18,045円
配偶者と子2人	23,821円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	55.9%
非支給	44.1%

  

借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	〔 30,000円以上 31,000円未満
-----------------------------------	--------------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、30,000円である。

第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
		一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規模計		47.6	52.4	49.2	50.8	55.8	44.2
	500人以上	50.5	49.5	51.3	48.7	59.8	40.2
	100人以上500人未満	48.2	51.8	49.9	50.1	56.7	43.3
	100人未満	38.2	61.8	41.1	58.9	41.2	58.8

第23表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	83.0%	17.0%	0.0%

（注） 定年制の有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額		
係員		49.6%	38.9%	50.4%
課長級		50.1%	35.5%	49.9%

（注） 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。  
（第25表において同じ。）

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	係員
87.0%	82.7%

（注） 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100%とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。